

京都市斎場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第114号

京都市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市斎場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)